

令和2年度 第2回松島部会 会議録

日 時	令和2年6月24日（水）午後2時00分から午後4時00分まで
場 所	宮城県行政庁舎11階 第二会議室
出席委員	小林部会長、七海委員、松本委員、平吹委員
出席職員	天野文化財課長ほか

1 開会

（司会：文化財課 佐藤課長補佐）

ただいまから、令和2年度第2回宮城県文化財保護審議会松島部会を開催いたします。
開会に当たりまして、天野課長から御挨拶を申し上げます。

2 挨拶

（天野課長）

令和2年度第2回宮城県文化財保護審議会松島部会の開催に当たりまして一言、御挨拶を申し上げます。本日は御多用の中、御出席頂きまして誠にありがとうございます。ただいま第2回の松島部会と申し上げましたが、委員の皆様にお集まりいただき開催する会議といたしましては今年度最初の会議であります。今年度も特別名勝松島の現状変更につきまして御意見等をいただきたく思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

今年度は当初計画では4月に第1回の部会を開催する予定でございましたが、新型コロナウィルス感染状況等を踏まえまして、4月には、研修所等建設に関わる諮問案件を緊急案件といたしまして部会長決定とさせていただきました。実際は県内在住の平吹委員に代決をいただいております。5月には部会長決定を書面会議のかたちで開催させていただき、これまでに無い対応とさせていただきました。委員の皆様の御理解御協力もあり、おかげさまで無事協議等を終えることが出来ましたこと改めて感謝申し上げます。また、今後の部会につきましては例年どおり偶数月の開催を予定しておりますが、新型コロナウィルスの感染状況を踏まえまして、事前に事務局より会議のあり方を協議させていただく場合もあるかと思います。その際にはお手数ですが御意見等をいただきたく思います。

本日は、昨年度から協議をいただいている太陽光発電に係る現状変更の進捗状況について事務局より御説明いたします。その後、現状変更の許可状況について報告いたしますのでよろしくお願ひいたします。

最後になりますが、委員の皆様には今年度も特別名勝松島の保存と活用につきまして御指導賜りますよう重ねてお願い申し上げまして挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

※司会より、出席者数が報告されるとともに、文化財保護審議会条例の規定により本会議が有効に成立している旨、報告。

3 議事

※以降、文化財保護審議会条例の規定により、部会長が議長となり議事が進行された。

※非公開の可否について、(1)協議事項「特別名勝松島の現状変更について」を非公開とする旨、委員より了承された。

※傍聴者なし

(2) 報告 特別名勝松島の現状変更許可状況について

(小林部会長)

通常であれば(1)協議事項になりますが、4月部会諮問事項が新型コロナ感染拡大防止のため副部会長決定ということになりましたので、改めまして御報告をさせていただくために報告事項から入らせていただくということでいかがでしょうか。

※異議なし

(小林部会長)

どうもありがとうございます。それでは、報告事項につきまして、まず、4月諮問案件について事務局の方から説明をお願いします。

(豊村技術副参事兼技術補佐)

それでは事務局から御説明いたします。東京エレクトロン株式会社の研修所新築の現状変更案件でございます。7月からの工事着手するために、4月中に諮問答申いただきたいということで、委員の先生方にはいろいろと御苦労をお掛けしましたけれども、書面の開催とさせていただきました。この案件につきましては、昨年の8月以降、十分審議を重ねてきていたということで、内容的にも大分練られて、先生方の御意見を踏まえたかたちでの計画を立てていただいたということで、前回4月に書面で今回の計画についてお認めいただいたということでございます。

但し、2月の部会で最終的にいろいろと御意見・御要望がございまして、そのあたりについて、この場で再度確認していただいて御報告させていただきたいと思います。

平吹委員の方から、樹種については学術名及び調査者の氏名の記載が欲しいということで、そちらにつきましては資料の10ページの方に樹種名の一覧と、委託先の大橋調査株式会社の1級造園施工管理技士が調査にあたって、樹種について調査をしているということでございました。学術名に基づいた一覧表を作成していただいております。

それから、エレベーター棟ですが、設置場所について段差の部分のクラックであるとか、

その後の安全配慮はどうかということにつきましては、資料の11ページ、12ページを参照していただきたいと思います。安定勾配にして、なおかつ法面は全面芝貼りにする。景観配慮につきましても一帯にアカマツを補植するということで、対応するということでございました。それから、全体的な景観配慮につきまして、周辺からの見え方でありますとか、建物の詳細なテクスチャーにつきましてでございますけれども、18・19・20ページを御覧いただきたいと思います。基本的には、保安林等に隠れて主要な眺望地点からの見え方としては、建物自体はそれほど目立たない計画となっています。それから、外観の素材につきましても、19ページの資料にあります、これまで事業者が手掛けてきました同様の計画に基づいて、素材等は同様のものを使用するということでございます。その部材等につきましては資料の20ページにありますとおりで、炻器質のレンガ、それから土壁風の仕上げということで、研修所の建物自体は計画されているということでございました。

以上、御要望いただいた点の修正を踏まえまして、本計画に基づいて諮問いたしました、今回の現状変更が特別名勝松島の風致景観に与える影響は軽微であるという判断にたちまして、許可いただいたということでございます。以上報告申し上げます。

(小林部会長)

どうもありがとうございます。先生方の方から何かございますでしょうか。

(松本委員)

結論については何も異論はないのですが、図の描き方ですが、例えば6ページに直線がたくさん引いてあります。例えば1階平面図、2・3階平面図に直線がたくさん引いてあります。あと、エレベーターのところにも茶色い直線が多く引いてあります。これは何か意図するところがあつて引いてあるのでしょうか。

(関口班長)

恐らくですが、下の立面図と上の平面図に色がついているところに、この斜めの線がたくさん引いてあることから察するに、ハッチ掛けをするためにCADを操作する時に補助線みたいなものを引いて、その補助線がそのまま残っているのではないかと思います。正式な図面作成にあたって、こういったことにもチェックを徹底していきたいと思います。

(松本委員)

わかりました。ありがとうございます。

特にこれがあるから駄目だという話ではありませんので。御了解ください。

(小林部会長)

他にありますでしょうか。よろしいでしょうか。

私の方から申し上げた点は、修正いただいた訳ではなくて、確認となったのですが、見え方ですね。確かにかなりの部分が木で隠れるのですが、木は葉を落とすときもあります。そうしますと、結局遠くから見たときにどういう見え方をするのか、色彩が重要になってくると思ったわけです。特にこの場所は高台の上にあって、隣の一の坊さんとか、こちらのホテルの方からも見えますし、福浦島の方からも見えます。決して見えないわけではない。しかも高台の上にあるわけですから目立つであろうと。そうしますと従来の色彩の考え方をきちんと踏まえるべきであろうと。特に屋根面については、黒色ないしは暗褐色ということで、あの辺りの一帯は黒色で統一されていたんですね。少なくともそれよりも薄い色では申し訳がつかないんだろうと思いまして、マンセル値N 5.5あたりのグレーで大丈夫かということを確認いたしましたが、恐らく大面積にしたとき、同じようになるということで、私もそう思いましたのでそれで結構ですと申し上げました。もう一点は壁の色なのですが、少し明るく見えまして。ちなみに辺り一帯のホテルと建物を見ますと、非常に明るい色が多くなっておりまして、真っ白であるとかですね。これはまた、賑やかな色彩というか、賑やかな風景を作ろうとしているように見えまして、それは従来の考え方と違うのではないかと。最近、彩度は落とされているのですが、明度が高いものが多いのですが、もう少し落としたらどうかということで確認しましたところ、今回の事業者が以前に施工した「テル箱根クラブ」という事例が資料にあります。色合いは写真及びネットで見る限り落ち着いていますね。ということは恐らくタイルはこの色見本だと明るく見えますけれども、レンガですと表面がざらざらしていますから当然色も落ち着いてくると思われます。そういう点では、結果としてそういうものになればいいということで、「テル箱根クラブ」と同じものであるということを確認しましたので、それでよろしいかということになりました。考え方の筋道だけ説明させていただきました。

(小林部会長)

では、4名からそれぞれ指摘があって、それに答えていくようななかたちで全部解決されたということで、平吹先生に御結審いただきました。どうもありがとうございました。

(小林部会長)

それでは、続きまして報告事項「特別名勝松島の現状変更許可状況」につきまして事務局から説明をお願いいたします。

(千葉)

現状変更許可状況について御説明いたします。今回は2件ございます。まず1件目でございますけれども、令和元年度の現状変更許可状況についてになります。まず、申請許可件数でございますけれども、文化庁許可が47件、宮城県許可が248件。この内訳でございますが、部会審議が2件、部会長決定が71件、事務局決裁が175件となっております。

それから東松島市で許可した案件が111件、塩竈市が33件で合計総数が439件となっております。平成30年度は498件でしたので約60件減少しているということでございます。考えられます要因としましては、震災復興事業が大分落ち着いてきておりまして、平成28年をピークに減少してきておりますので、その動きが令和元年度も見られたというふうに考えられます。それから「2」の事業別内訳でございますけれども、一番多くなっていますのが④電柱、看板等が昨年度同様多くなっております。①の住宅ですけれども、東松島市の高台移転、それから他の市町もですが、移転の方が大分落ち着いてきておりまして、昨年と比べまして60件少なくなっています。それから「3」の地区区別内訳でございますが、これは特に大きな変化は見られませんで、例年どおりとなっております。昨年度の状況については以上でございます。

続きまして、2件目ですが、特別名勝松島現状変更等処理一覧を御覧になっていただきたいと思います。こちらにつきましては令和元年度第6回の松島部会以降に現状変更の許可をしたものの一覧となります。副申が22件、部会審議が1件、部会長決定が17件、事務局決裁が72件、合計112件となっております。年度替わりの時期でもございましたので、期間変更が多くなっております。各案件につきましては、一覧表に記載のとおりとなっておりますので御確認いただければと思います。以上でございます。

(小林部会長)

どうもありがとうございます。只今の説明について質問等はありますでしょうか。
私から一言申し述べさせていただきたいことは、全体の部会審議の割合が少ないかなというような気がいたしますことと、部会長決裁の中に多少規模の大きくて景観に及ぼす影響が大きいんじやなかろうかと思われるものもあった点です。しかしこれは震災以降そのような習慣といいますか、その時に部会長決裁の要件に合致しているということで振り分けられていたものが、その後、継続的にきたものであって、特に部会長決定か部会審議かを仕切る線を変えたわけではないんですね。ということで部会長決裁になりました。当然、部会長決定ではあっても、この部会と同じような、判断基準に基づいて、皆さんが恐らくおっしゃるような価値観に基づいて決裁すべきだというふうに考えておりますが、専門外のこととなりますとやはりどうしても認識が甘くなるということもあるかと思います。そういう点では今後の結果を見ていかなければならぬというふうに思っております。もし、そういうところで具合が悪いとなれば、判断基準を見直すというような作業も、当然、課題としてはあるんだと思います。それは常にレビューをするということが必要だということかと思います。ただ、今のところそういうことで進めていただきましたし、既に済んだことで御承知おきいただきたいと思います。それでは、報告事項は以上といたします。

(1) 協議 特別名勝松島の現状変更について【非公開】

(3) その他

(事務局：千葉)

※ 令和2年度8月の松島部会の開催について7月下旬に連絡することとした。

4 閉会

(佐藤課長補佐)

部会長はじめ委員の先生方、大変ありがとうございました。以上をもちまして令和2年度第2回宮城県文化財保護審議会松島部会を終了いたします。本日はありがとうございました。